

南住吉連合地域活動協議会規約

平成 29 年 6 月 5 日 改定

平成 25 年 4 月 1 日 施行

南住吉連合地域活動協議会規約

第1章 総則

第1条（名称及び事務所）

本会は、南住吉連合地域活動協議会（以下、「本会」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。なお、必要な場合は事務所を別の場所に置くことができる。

第2条（活動区域）

本会の活動の対象とする区域は、住吉区南住吉1～4丁目、同我孫子西1～2丁目、同千躰1丁目、同殿辻1丁目、同沢之町1～2丁目とする。（南住吉小学校、大空小学校校区）

第3条（目的）

本会は、前記で定める活動区域を、誰もが輝く元気な街にしていくために、地域の様々な団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人が自由に参加しながら、取り組んでいくことを目的とする。

第4条（構成）

本会は、別表に定める地域の街づくりのために活動を行う団体をもって構成する。

第5条（活動）

本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること。
- (2) 地域コミュニティづくりに関すること。
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全に関すること。
- (4) 地域福祉や健康づくりに関すること。
- (5) 子供の健全育成や非行防止に関すること。
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関すること。
- (7) 環境美化に関すること。
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

なお、次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を強化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする活動

第2章 役員

第6条（役員及び監事）

本会に、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部会長 7名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

第7条（役員等の選任）

会長は、運営委員会において選任する。副会長及び部会長等は会長が推薦し運営委員会の同意を得て選任する。

監事は他の役員を兼ねることはできない。

第8条（役員等の職務）

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整に当たる。
- (4) 会計は、本会の会計を担当する。
- (5) 監事は、本会の会計及び役員の業務執行を監査する。

第9条（役員等の任期）

役員の任期は、2年とする。なお、連合町会の役員改選時期と調整のため、平成29年度のみ、1年とする。ただし、再任は妨げない。

補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 運営委員会

第10条（運営委員会の組織）

運営委員会は、別表に定める各種団体から各1名以上及び第4章に定める部会長各1名（以下、「運営委員」という。）を委員として組織する。

第11条（運営委員会の議決事項）

運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 第1章活動区域の「街づくりビジョン」の策定に関する事項
- (4) 規約に関する事項

- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

第 12 条（運営委員会の開催）

運営委員会は、会長が招集する。

運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員の 2 分の 1 以上から請求があつたとき。

第 13 条（運営委員会の議長）

運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

第 14 条（運営委員会の定足数）

運営委員会は、運営委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開会することができない。

第 15 条（運営委員会の議決）

運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほかに、出席者した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

第 16 条（運営委員会の書面表決等）

止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

第 17 条（運営委員会の議事録）

運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印するものとする。

第 18 条（議事録の作成及び公開）

活動区域の住民（以下、「地位住民」という。）その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第4章 部会

第19条（部会の設置）

会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

第20条（部会の組織）

本会に、次に掲げる部会を置き、それぞれの該当各号に定める事業を行う。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 総務部 | 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること。 |
| (2) 地域コミュニティ部 | 地域のコミュニティづくりに関すること。 |
| (3) 防災防犯部 | 地域の防災、防犯、交通安全等に関すること。 |
| (4) 地域福祉部 | 地域福祉や健康づくりに関すること。 |
| (5) 地域教育部 | 子どもの健全育成や非行防止に関すること。
生涯学習や郷土文化の継承に関すること。 |
| (6) 環境美化部 | 環境美化に関すること。 |
| (7) 女性部 | 環境、健康に関すること。 |

各部会に、部会長1人、副部会長若干人、部会会計1人を置く。

各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故あるときまたは部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

第5章 事業計画・予算・会計

第21条（事業計画及び予算）

本会の事業計画及び予算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

第22条（事業報告及び決算）

本会の事業報告及び決算は、事項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後1月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときには、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

第23条（会計帳簿の整備及び公開）

本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

第 24 条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 規約の変更

第 25 条（規約の変更）

この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第 7 章 雜則

第 26 条（委任）

この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

第 27 条（附則）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 4 月 11 日改定

平成 26 年 3 月 27 日改定

平成 28 年 5 月 1 日改定

この規約は、平成 29 年 6 月 5 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。